

## 答申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和元年10月1日付け1障第1604号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成29年10月30日付け公文書開示決定の取消しを求める平成29年12月14日付け審査請求への対応を検討するために、実施機関が平成30年4月16日付けで作成した「審査請求対応について」という標題の文書である。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書に記載された福祉型便所の設置場所に係る固有名詞（以下「本件非開示情報」という。）が、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号に該当するとして、本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和元年9月6日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和元年9月12日付けで、審査請求人に対し、条例第6条第2項の規定により、公文書開示請求書の補正を求めた。

ウ 審査請求人は、実施機関からの補正の求めに対し、令和元年9月18日付けで、公文書開示請求書の補正を行った。

エ 実施機関は、令和元年10月1日付けで、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

オ 審査請求人は、令和元年10月11日付で、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

カ 実施機関は、令和2年1月20日付けで、福岡県情報公開審査会に対

し、諮問を行った。

#### 4 審査請求人の主張要旨

- (1) 条例が個人の氏名を非開示事由としたのは、個人のプライバシー保護のためである。本件公文書中の公園の名称や市町の名称は個人に関する情報ではなく、これらを開示しても、平成29年12月14日付け審査請求に係る審査請求人（以下「請求人」という。）という特定の個人を識別できるわけではない。本件公文書には、請求人に係る個人情報に記載されていない。
- (2) 実施機関は、本件公文書に記載された福祉型便房について、他の情報と照合することで請求人の氏名が明らかになると主張しているが、この場合の他の情報とは、請求人が過去に行った住民監査請求の結果通知と認められる。しかし、本件公文書と当該結果通知は、全く無関係の文書であるため、そのようなことはあり得ない。

#### 5 実施機関の説明要旨

- (1) 条例第3条において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならないと規定している。
- (2) 条例第7条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非開示情報とするものである。
- (3) 本件公文書には、便房の設置場所に係る固有名詞が記載されており、当該固有名詞と一般に公開されている住民監査請求に関する情報を照合することで、請求人を特定できる。

#### 6 審査会の判断

##### (1) 本件公文書の内容について

本件公文書には、平成29年12月14日付け審査請求に関し、その経緯、事実関係及び今後の対応の各項があり、公園の便所に福祉型便房が設置されていないことについて福岡県福祉のまちづくり条例違反であるとの指摘があったこと、その後実施機関と当該便所が設置された関係自治体が協議を行ったこと並びに当該指摘を行った者が当該協議内容に関する文書の開示請求及び平成29年12月14日付け審査請求を行ったこと等が記載されている。

##### (2) 条例第7条第1項第1号該当性について

## ア 条例第7条第1項第1号の趣旨

本号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、家族関係、交際関係、生活記録等に関する情報、財産の状況、所得等に関する情報、資格、犯罪歴、学歴等に関する情報、心身の状況、体力、健康状態、病歴等に関する情報、思想、信条、宗教、趣味等に関する情報、知的創作物に関する情報その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

## イ 条例第7条第1項第1号該当性の判断

審査請求人は、本件非開示情報について、「個人に関する情報」には該当しないと主張している。

しかし、本件公文書は特定の個人が行った審査請求に対する対応を検討するために作成された公文書であり、また、本件公文書には、実際に公園の便所に福祉型便房が設置されていないことについて福岡県福祉のまちづくり条例違反であるとの指摘があったこと、その後実施機関と当該便所が設置された関係自治体が協議を行ったこと並びに当該指摘を行った者が当該協議内容に関する文書の開示請求及び平成29年12月14日付け審査請求を行ったこと等が記載されていることから、本件公文書に記載された情報全体が「個人に関する情報」に該当するものと認められる。

次に、本件非開示情報は、便所の設置場所に係る固有名詞であり、当

該情報単独では、特定の個人を識別することができないことが明らかであることから、本件非開示情報が「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するかについて、以下、検討する。

#### (7) 実施機関への調査

実施機関の説明によれば、照合の対象となる「他の情報」とは一般に公表されている特定の住民監査請求に関する情報であり、当該住民監査請求に関する情報と本件非開示情報を照合することで、請求人という特定の個人を識別することができることとなることである。

この点に関して、本件公文書中に当該住民監査請求に関する情報は記載されていないにもかかわらず、なぜ当該住民監査請求に関する情報と本件非開示情報を照合することで、請求人という特定の個人を識別することができることとなるのかについて実施機関に調査を行ったところ、次のような回答を得た。

- a 本件公文書は、平成29年10月30日付け公文書開示決定の取消しを求める平成29年12月14日付け審査請求への対応を検討するために作成された文書である。
- b 本件公文書には、便所の設置場所に係る固有名詞のほか、当該設置場所に福祉型便房が設置されていないことについて、福岡県福祉のまちづくり条例違反であるとの指摘（通報）があったこと及び当該指摘（通報）を行った者は、請求人であることが記載されている。
- c 実施機関は、本件決定において、前述bの内容のうち便所の設置場所に係る固有名詞を除く部分を開示としている。
- d 本件公文書には「〇〇市内公園にある便所に係る協議書類」という記載があり、当該記載を基に「本件公文書に記載されている『〇〇市内公園にある便所に係る協議書類』の開示を求めるという趣旨の公文書開示請求を行うと、実施機関が関係自治体と協議を行った際に作成された平成29年9月27日付けの書類（以下「協議文書」という。）が特定されることとなる。
- e 協議文書には、本件非開示情報である便所の設置場所に係る固有名詞のほか、前述bと同じ内容、すなわち当該自治体に設置された便所が身体障がい者に対応しておらず、福祉のまちづくり条例に違反しているという指摘（通報）があったこと、当該指摘（通報）について実施機関が当該自治体と協議をした際の協議内容及び当該便所の設置に関して住民監査請求があったことが記載されており、も

し公文書開示請求があった場合には、このうち、当該指摘（通報）を行った者の氏名等条例上の非開示部分を除き開示されることとなる。

- f また、非開示部分を除いて開示された部分からでも、当該指摘（通報）を行った者と当該住民監査請求の請求人（以下「監査請求人」という。）が同一人物であるということは、当然に知り得ることである。
- g 前述 b 及び e のとおり、「本件公文書」と「協議文書」には、問題となる便所の設置場所が記載されており、また、当該便所に関して指摘（通報）を行った者がいることが記載されている。本件公文書からは、当該便所に関して指摘を行った者が請求人であることが分かり、協議文書からは、当該便所に関して指摘を行った者が監査請求人であることが分かるため、これら両方の文書を照らし合わせることで、「請求人」と「監査請求人」が同一人物であることが分かる。
- h 住民監査請求の結果は、法の規定により公表されるものであり、前述 e の住民監査請求についても、監査請求人の氏名や本件非開示情報である便所の設置場所も含めてその結果が当該自治体のホームページ上で公表されている。
- i 何人でも、本件公文書に記載された情報を基に、条例第 6 条第 1 項の規定による公文書開示請求を行い、協議文書を容易に入手することが可能である。また、前述 e の非開示部分を除いて開示される協議文書からは、問題となる便所に関し住民監査請求があったことを知り得る。さらに、前述 h のとおり監査請求人の氏名を含む住民監査請求の結果は公表されているため、仮に当該住民監査請求を特定する情報となる便所の設置場所に係る固有名詞が開示されていれば、それを基に住民監査請求の結果と照合することで、監査請求人である請求人の氏名を識別できることとなる。
- j したがって、本件公文書に記載された情報を基に公文書開示請求を行った場合に開示される公文書に記載されている情報から特定される、前述 e の住民監査請求の結果が照合の対象となる「他の情報」であり、これと本件公文書を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる。

#### (イ) 実施機関への調査に基づく検討

- a 協議文書の記載から住民監査請求の結果を照合の対象とし得るか  
前述 (ア) の実施機関の説明に関して、本件公文書の開示部分の記

載を基に公文書開示請求を行った場合に開示される協議文書の記載から、当該自治体のホームページ上で公表されている住民監査請求の結果を照合の対象とし得るのかについて当審査会で確認したところ、確かに協議文書の開示部分には当該自治体に住民監査請求が行われたことが記載されており、当該記載を基に、ホームページ上に公表されている住民監査請求の結果を確認することができた。

したがって、協議文書の記載から、住民監査請求の結果を照合の対象とし得るといふ実施機関の説明に不合理な点はないことが認められることから、次に、協議文書の開示部分の記載を基に当該ホームページ上で確認できた住民監査請求の結果は、照合の対象となる

「他の情報」であると認められるのか否か、また、実際に照合することによって特定の個人を識別することができることとなるのかについて、検討する。

#### **b 住民監査請求の結果は、照合の対象となる「他の情報」であると認められるか**

前述アで見たように、照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はないとされている。

これを本件についてみるに、まず、条例第5条において、開示請求は何人も行うことができると規定され、開示請求権者に制限が設けられていないことから、本件公文書に記載された情報を基に新たに公文書開示請求を行うことは特別な調査に当たらないと認められる。

次に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項では、「監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない」と規定されており、当該自治体は、実際に住民監査請求の結果をホームページ上で公表していることから、当該自治体の住民監査請求の結果は一般人が通常入手し得る情報であると認められる。

また、当審査会で確認したところ、実施機関の説明のとおり、請

求人が当該自治体に監査請求を行っていることが本件公文書及び協議文書の開示部分の記載から読み取れることから、本件公文書の開示を受けた者であれば、誰でも本件公文書の開示部分の記載を基に当該自治体が公表している住民監査請求の結果を照合の対象とし得るため、本件においては、当該自治体が公表している住民監査請求の結果は、照合の対象となる「他の情報」とであると認められる。

**c. 本件非開示情報と住民監査請求の結果を照合することで、特定の個人を識別することができることとなるか**

前述 a 及び b の検討を踏まえ、本件非開示情報と住民監査請求の結果を照合することで、本件公文書中の請求人という特定の個人を識別することができることとなるかについて、実際に当該自治体が公表している住民監査請求の結果を見分したところ、その一部に本件非開示情報が記載されているものがあることを確認した。さらに、同結果には監査請求人の氏名も記載されており、実施機関の説明のとおり、監査請求人と本件公文書に記載されている請求人は同一人物であるため、請求人の氏名が判明することとなる。

したがって、本件非開示情報と住民監査請求の結果を照合することで、請求人という特定の個人を識別することができることとなると認められる。

**(ウ) 結論**

以上のことから、本件非開示情報を公にすることで特定の個人を識別することができることとなると認められるため、本件非開示情報は条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

なお、本件非開示情報が本号ただし書イ～ニのいずれにも該当しないことは明らかである。

**(3) 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は、実施機関が行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。